防府市休日診療所オンライン診療体制整備等業務
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、防府市休日診療所オンライン診療体制整備等業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、企画提案を求め、最も適切な者を本業務の履行の候補者として選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2　業務概要

（1）委託業務名

防府市休日診療所オンライン診療体制整備等業務

（2）委託業務内容

別紙1「防府市休日診療所オンライン診療体制整備等業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（3）委託期間

・オンライン診療体制整備業務
契約の日から令和9年3月31日まで

・オンライン診療運営業務
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※オンライン診療開始は、令和9年4月1日からとする。

（4）提案上限額

令和8年度	3，995千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和9年度	13，985千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和10年度	13，968千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和11年度	13，968千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和12年度	13，968千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和13年度	13，985千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案額（参考見積額）が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3　募集方法

公募型プロポーザル方式により、広く複数の事業者からその提案内容等を募集する。提出された提案書の内容については、防府市休日診療所オンライン診療体制整備等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、優先交渉権者を決定する。

4　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本公告日から当該契約を締結するまでの間、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

（１）令和８・９年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。
（２）防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
（３）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
（６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
（７）防府市暴力団排除条例（平成２３年防府市条例第２１号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
（８）医療制度を熟知する等、本業務を適切に履行できる者であること。
（９）国税及び防府市税の滞納がないこと。
(10)オンライン診療体制の整備・運営業務を、地方公共団体から受託した実績を有していること。
(11)ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を取得していること。

５　実施スケジュール

実施要領等の公表・・・・・・令和８年１１月４日（水）
質問提出期限・・・・・・・・令和８年１１月１３日（金）
質問に対する回答期限・・・・令和８年１１月１７日（火）
参加表明書提出期限・・・・・令和８年１１月１９日（木）
参加資格審査結果通知・・・・令和８年１１月２６日（木）
企画提案書の提出期限・・・・令和８年１２月４日（金）
プレゼンテーション・・・・・令和８年１２月中旬予定
選定結果の通知・・・・・・・令和８年１２月下旬予定
契約締結・・・・・・・・・・令和８年１２月下旬予定

６　質問書の提出及び回答

実施要領等に関する質問及び回答は次のとおりとする。
（１）質問方法
　質問書（様式３）により、電子メールで提出すること。
　メール送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
　電子メール以外（電話や窓口等）の質問には応じない。
（２）質問提出期限
　令和８年１１月１３日（金）午後５時１５分【必着】
　期限後に提出されたものは受付しない。

（３）提出先
保健こども部健康増進課
メールアドレス：kenkou@city.hofu.yamaguchi.jp
電話番号：０８３５－２４－２１６１
（４）回答方法
質問に対する回答は、令和８年１１月１７日（火）までに本市ホームページに掲載する。

７　参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加申込方法は、次のとおりとする。
（１）提出期限
令和８年１１月１９日（木）午後５時１５分まで【必着】
（２）提出先
〒７４７－０８０５　山口県防府市鞠生町１２番１号
防府市保健こども部　健康増進課
（３）提出方法
持参又は郵送により提出すること。
※持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、提出期限必着とする。
（４）提出書類
ア　参加申込時提出書類一覧表
イ　参加表明書兼誓約書　　（様式１）
ウ　同種業務受注実績調書　　（様式２）
エ　会社概要　（任意様式）
※最新のもの、パンフレット等も可。
オ　ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証の写し
（５）留意事項
提出期限後の提出書類の差替え及び追加資料の提出は認めない。ただし、不明確な記載がある場合等、本市が認めた場合はこの限りでない。

８　参加資格審査結果の通知

参加表明書等を提出した者に対して、参加資格審査結果を令和８年１１月２６日（木）までに電子メールで通知する。なお、参加資格要件を満たさない参加者は、失格とする。

９　参加の辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式４）を提出すること。提出先、提出方法については、上記７（２）（３）と同じとする。なお、辞退により、本市からの指名入札など調達に関することで、不利益を被ることはない。

１０　企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有する者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。なお、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

（１）提出期限

令和８年１２月４日（金）午後５時１５分まで【必着】

（２）提出先

〒７４７－０８０５　山口県防府市鞠生町１２番１号

防府市保健こども部　健康増進課

（３）提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、提出期限必着とする。

（４）提出書類及び部数

ア　企画提案書等提出書類一覧表　１部

イ　企画提案書等提出書（様式５）　１部

ウ　企画提案書（様式任意）

※提出部数は、正本１部、副本１０部とする。

※副本には社名を表記しないこと。

※提案書はＡ４サイズ（縦）、両面印刷とする。

※文字の大きさは１１ポイント以上とするが、図表等に掲載する文字は、１１ポイント未満も可とする。

※企画提案書は、表紙、目次、添付資料を含めて３０ページ、１５枚以内とする。

エ　見積書（様式６）　１部

オ　見積内訳書（任意様式）　１部

※令和８年度は体制整備業務、令和９年度から令和１３年度は運営業務について、年度ごとの費用に分けて記載すること。

※運営業務に係る費用については、月額費用を必ず記載し、各年度での積算を行い、値引き等は記載しないこと。

カ　業務実施体制（様式７）　１部

１１　プレゼンテーション

（１）開催日時・会場

令和８年１２月中旬を予定

※正式な日時及び会場は、決定次第、参加者へ後日電子メールで通知する。

（２）実施方法

ア　準備時間１０分以内、提案説明３０分以内、質疑応答１５分程度とする。

イ　出席者は３名以内とする。

ウ　プレゼンテーションの実施順は、企画提案書等の受付順とする。

エ　プレゼンテーション会場には、プロジェクター（ＨＤＭＩ入力可）、スクリーンのみ準備する。

１２　優先交渉権者の選定

（１）選定方法

事業実績、企画提案書、見積書、プレゼンテーションの内容を、審査評価基準に基づき、選定委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、選定委員が、評価した点数の合計が、配点の合計の６割に満たない者は失格とする。

評価点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、見積金額の配点が高い提案者を優先交渉権者とする。

なお、評価点数の合計及び見積金額における点数が同一の場合には、最も高い点数をつけた選定委員の数が多い者を優先交渉権者として選定する。

（２）選定結果の通知・公表

選定結果については、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。

また、優先交渉権者として選定した事業者の名称及び評価点数を本市ホームページで公表する。

なお、審査結果についての問い合わせ等には、一切応じないものとする。

（３）失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　プレゼンテーションに参加しなかった場合

ウ　本実施要領の内容に違反した場合

１３　契約

（１）１２で選定した優先交渉権者と契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。

（２）仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更をすることがある。

（３）優先交渉権者との協議が整わなかった場合、優先交渉権者が参加資格条件を満たさなくなった又は失格要件に該当した場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行うものとし、次点者とも交渉が成立しなかった場合は、さらに次点者と契約交渉を行うものとする。

１４　その他留意事項

（１）本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

（２）提出された書類等は、返却しない。

（３）企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受注候補者の選定に必要な範囲において、無償で使

用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
（４）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、防府市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
（５）書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
（６）電子メール等の通信事故や郵便事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
（７）本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

１５　問い合わせ及び資料等の提出先

〒747－0805　山口県防府市鞠生町１２番１号
防府市保健こども部　健康増進課
電話番号　　０８３５－２４－２１６１（直通）
電子メール　kenkou@city.hofu.yamaguchi.jp